

# 令和 8 年度 「羽島中学校いじめ防止基本方針」

羽島市立羽島中学校

## 1. いじめの防止等の対策に関する基本方針

いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日施行）、羽島市子どものいじめの防止に関する条例（平成 26 年 3 月 26 日制定）を受けて、本校として次のような基本方針でいじめ防止を推進します。

### （1）基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。いじめがどの学校のどの生徒等にも起こりうるものであることを踏まえて、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を実施していきます。

### （2）いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

### （3）学校及び教職員の責務

いじめが発生せず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者とその他関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめの事実に対しては、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

また、教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得る行為です。いじめ防止対策推進法第 23 条第 1 項は、「学校教職員、地方公共団体の職員その他の生徒からの相談に応じる者及び保護者は、生徒からいじめに係わる相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる生徒が在籍する学校への通報そのほかの適切な処置をとるものとする。」

すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係わる情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得ることとなります。

## 2. いじめの防止等の対策の基本となる事項

### （1）基本的な考え方

#### ① 学校におけるいじめの未然防止

##### （ア）居場所づくりと絆づくり

- ・学校の校風の一つに「仲間を大切に作る心」を掲げており、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組みます。
- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通して道徳教育及び体験活動、ボランティア活動等の充実を図ります。
- ・授業において、対話的な活動を位置づけることで、自分と異なる意見を尊重すると共に、自分の考えに自信をもち、主体的に学ぶ姿勢を育む授業づくりに努めます。
- ・自尊感情を高め、仲間のよさを認め、互いを思いやる心を醸成できる学級経営、部活動指導等に努めます。
- ・生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援や計画的な取組を行います。

##### （イ）生命や人権を大切にしたい取り組み

- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、あいさつ運動の展開、人権作文の募集や「ひびきあいの日」を核とした人権集会等を計画的に実施します。
- ・生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進する。（道徳教育の充実）

##### （ウ）職員集団の研修

- ・普段から、保護者及び地域住民その他の関係機関との連携を図り、情報を交流します。

- ・いじめの早期発見・早期対応に欠かせない教師の人権感覚を磨き、人間尊重の気風がみなぎる教職員集団となるために、資質向上のために積極的に研修をします。
- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度流通性、その他のインターネット環境を利用した端末を通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット環境で行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、情報モラル研修会を開催します。(情報モラル教育の充実)
- ・いじめ防止対策推進法、羽島市子どものいじめの防止に関する条例をホームページにおいて広報し、幅広く啓発します。

## ② いじめの早期発見・早期対応のための対策

### (ア) いじめ調査等の実施

いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査を実施します。

- ・いじめアンケート調査（生徒対象・・・心のアンケート。アンケート用紙は卒業まで保管。アンケートの集計結果は5年間保管。）
- ・いじめアンケート調査（保護者対象・・・学校評価に合わせて行う）

### (イ) いじめ相談体制の充実

生徒及び保護者がいじめについての相談を行うことができるよう、次のような教育相談体制の整備の充実に努めます。

- ・スクールカウンセラー、スクール相談員の活用（相談活動や授業参観）
- ・いじめ、不登校対策専門員の活用（相談活動や校内巡視、授業参観）
- ・いじめ相談窓口の設置（各学年＋養護教諭等が中心）
- ・学級担任による生徒との教育相談の実施

### (ウ) 校内研修の充実

教育相談体制を充実するために、すべての教員が問題意識や生徒指導の方針・基準を共有することに努めます。

## ③ いじめを認知してからの組織的対応の進め方

いじめの実態を把握するとともに、教職員相互の連携を図り全職員がチームとして対応します。

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行います。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への指導・助言を継続的に行います。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な対応を講じます。
- ・いじめについては、羽島市教育委員会及び所轄警察署等関係機関と連携して対処します。

## (2) いじめ防止等に関する対策

### ① いじめの防止等の対策のための組織「対策会議」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ未然防止対策会議」を設置します。

#### < 構成員 >

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、いじめ・不登校対策専門員 等

#### < 活 動 >

- いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談の結果等より）
- いじめ防止に関すること
- いじめ事案に対する対応に関すること
- いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

#### < 開 催 >

生徒アンケート調査実施月の定例会を原則とし、いじめ事案発生時は緊急に開催します。

## ② 特に配慮が必要な生徒についての対応

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

- (ア) 発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、生徒のニーズや特性を踏まえた指導や支援を行います。
- (イ) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの海外につながる生徒は、言語や文化の差からいじめが行われることがないように、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進し、必要な支援を行います。
- (ウ) 性同一性障害や性的指向・性自認に係わる生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解を促進し、必要な支援を行います。
- (エ) 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒については、当該生徒の心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、いじめの未然防止、早期発見に取り組みます。

## (3) 重大事案が発生した場合への対策

生命、心身等に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行います。

- (ア) 重大事態が発生した旨を、羽島市教育委員会に速やかに報告すること
- (イ) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置すること
- (ウ) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施すること
- (エ) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供すること

## (4) 学校評価への位置づけ

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する対応を適切に行うため、学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価し、学校経営に活かします。